

# 砂川小学校いじめ防止基本方針

泉南市立砂川小学校  
令和8年4月

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「生きる喜びを感じ合える子・自ら考え、自ら実践できる意志の強い子（知育）・自他を敬愛し、協力する子（徳育）・明るく、健康な子（体育）」を教育目標としており、生命尊重をもとに、児童の自尊感情や自己肯定感を高め、共に育つ仲間づくりをすすめる。そのために人権教育の視点を重点において取り組んでいる。いじめは、いじめを受けている児童に身体的精神的苦痛をあたえ、その人格を否定し、将来にわたって重大な影響を及ぼす人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに砂川小学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が一定の人的関係にある他の児童から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶金品をたかられる
- ▶金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当者、各学年主任、

支援教育コーディネーター、養護教諭、人権教育担当者

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

砂川小学校 いじめ防止年間計画				
	1年・2年	3年・4年	5年・6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学習参観 家庭訪問週間 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学習参観 家庭訪問週間 (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学習参観 家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) SNSノート(5年)	学習参観  いじめ防止対策委員会 (年間計画の確認、児童 実態を共有)
5月	校外学習(1年・2年)	SNSノート(3年) 校外学習(3・4年)	校外学習(5・6年)	
6月	何でも相談室 学習参観 道徳2年「およげないりす さん」	何でも相談室 学習参観 道徳4年「決めつけない で」	何でも相談室 学習参観	何でも相談室 わかる授業づくりの推進 教 いじめ防止対策委員会 (児童実態を共有)
7月	いじめアンケート実施 SNSノート(1年) 個人懇談会	いじめアンケート実施  個人懇談会	臨海学校(5年) いじめアンケート実施  個人懇談会	アンケートの集約 第3回委員会(児童実態 を共有)
8月				
9月			道徳6年「ぼくだって」	いじめ防止対策委員会 (児童実態を共有)
10月	運動会 道徳1年「かずやくんのな みだ」	運動会 道徳3年「同じなかまだ から」 道徳3年「ぼくのボール だ」 道徳4年「いじりといじ め」	運動会 道徳5年「名前のない手 紙」  道徳6年「わたしのせい じゃない」 校外学習(5年)	
11月	何でも相談室 いじめアンケート実施 学校公開	何でも相談室 いじめアンケート実施 学校公開	何でも相談室 いじめアンケート実施 学校公開 非行防止教室(5年)	何でも相談室 いじめアンケートの集約 いじめ防止対策委員会 (児童実態を共有)
12月	個人懇談会	個人懇談会	修学旅行(6年) 個人懇談会	いじめ防止対策委員会 (児童実態を共有)

1月	学習参観	学習参観 SNS ノート (3年)	学習参観 非行防止教室(6年)	いじめ防止対策委員会 (児童実態を共有)
2月	マラソン大会 何でも相談室 道徳2年「ある日のくつば こで」	マラソン大会 何でも相談室	マラソン大会 何でも相談室 道徳5年「知らない間の できごと」	入学説明会 何でも相談室  いじめ防止対策委員会 (年間の取組みの検証)
	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	アンケート集約
3月	お別れ式	お別れ式	卒業式	

## 5 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ対策委員会は校内生指部会時に開催し、本校の児童の実態を把握するとともに、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

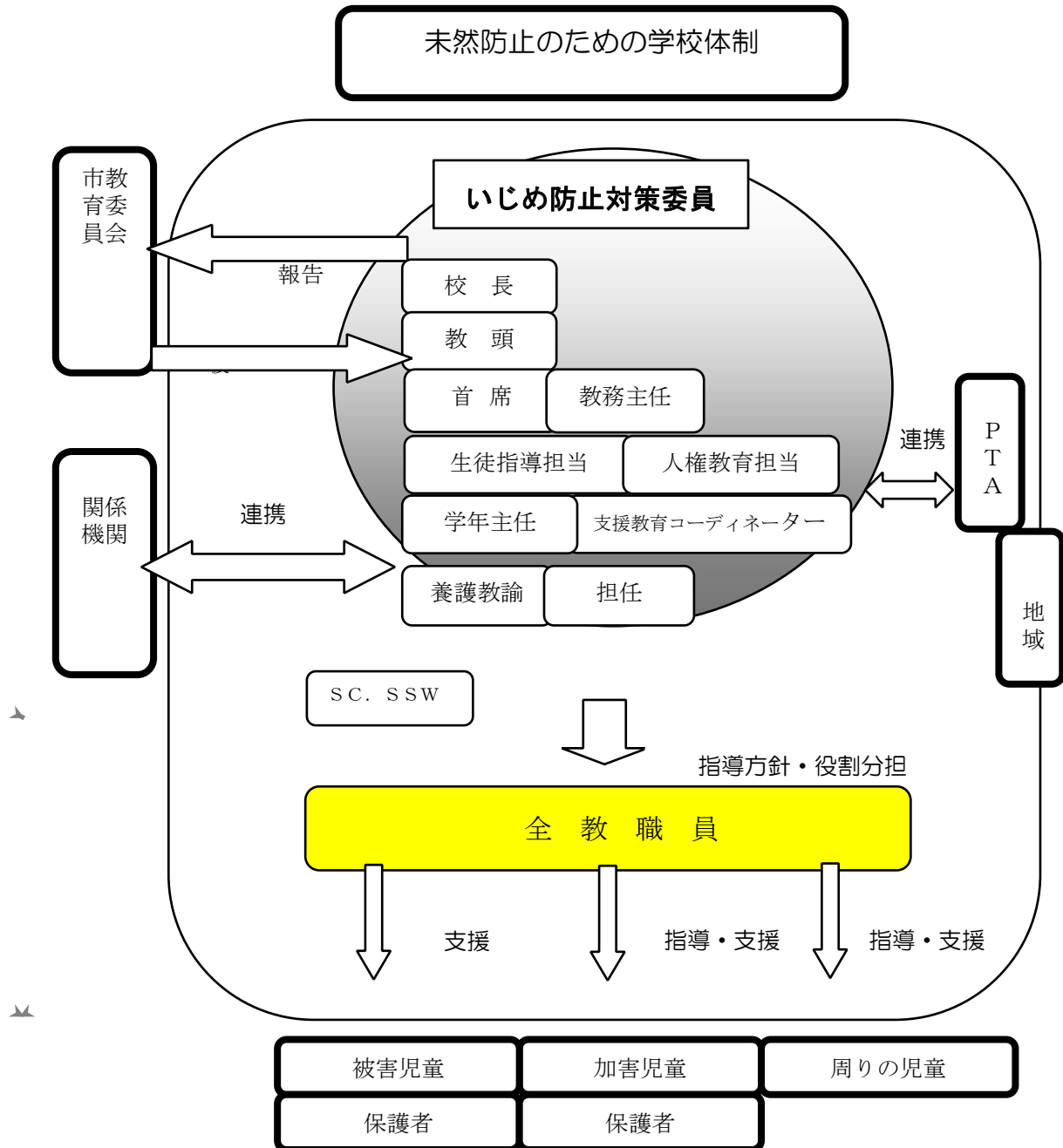
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

学校は、児童一人ひとりの居場所があり、どの児童も安心・安全に学校生活をおくることができることが基本である。いじめの未然防止にあたっては、児童の生活の場である学校・学年・学級のすべての教育活動で、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を、共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

## 2 いじめ防止のための学校体制



## 3 いじめの防止のための取り組み

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、大阪府教育庁の「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」をもとに研修を行う。

児童に対しては、道徳教育を中心に、各教科・各領域においても、命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重する心、他者とのちがいを認め他者を思いやる心を育てる。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動のあらゆる場面で、教職員と児童、児童同士の信頼関

- 係づくりをすすめる。また、正義感や公平感を醸成する環境づくりをすすめる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを定期的に振り返り、改善を加えるようにする。
  - (4) 分かりやすい授業づくりを進めるために、研究授業を実施し、一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開に努める。
  - (5) 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、児童が主体となって行う活動の機会を積極的に推し進める。
  - (6) いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質向上に向けた研修等を必要に応じて行う。
  - (7) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとしては、日々の充実した学習環境の中で子ども達の感性を育み、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成することを大切にする。
  - (8) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育や道徳教育の充実・推進に努め、一人ひとりのよさや違いを認め合える学習や、いじめの本質や構造の理解に結び付くような学習を積極的に展開する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、学校の教育活動のあらゆる場面で、アンテナを張り、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと、ささいなことでも声をかけることが大切である。また、気になる児童については、常に教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが早期発見につながる。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、毎学期1回定期的な生活アンケートを実施し、まず児童の人間関係や学習・生活の変化を把握する中で、いじめの兆候が見つかれば、複数の情報収集をおこない、実態把握に努める。

定期的な教育相談としては、定期的に相談週間を設定し、児童が相談しやすい環境づくりを行う。また、日常的には、学習の場面や遊びの場面等において児童を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。いじめの疑いがある場合は、常に複数の教職員で協力のもと、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを密にしながら実態把握に努める。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、ささいな変化や気になる行動等について連絡

を密にし、併せて毎日の連絡帳や家庭訪問や個人懇談会等で確認する。

- (3) 誰でも、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談週間を設定する。
- (4) 全校配布する「砂小だより」、各学年の通信やPTA総会、学級懇談会、また、ブログやメール配信などにより、相談体制を広く周知する。  
また必要に応じて委員会を開催することにより、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認等を含め、校内組織が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、十分な配慮をしながら全職員で情報を共有する。  
また、関係機関と連携を図り、より多くの目で子どもたちを見守り、対応する体制を整備する。

#### 第4章 いじめに対する考え方

##### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、外部機関とも連携しながら丁寧な対応を心がける。

##### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め状況確認をし、指導にあたる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。  
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生徒指導担当、また、学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。  
また、関係機関や専門家等との連携した対応を図る。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、状況を判断し、必要性に合わせて、保護者連絡を行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。  
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、関係機関や専門家、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。  
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、複数で対応し個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、いじめ認知の内容により、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。  
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、

担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

## 第5章 重大事態への対処について

- 1 いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、「いじめ対応マニュアル」（府教育委員会平成24年12月作成）、5つのレベルに応じた「問題行動への対応チャート」等を参考にし、その活用を図りながら、次の対処を行う。
  - (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、適切な対応について協議する。状況により、早期に警察へ相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。
  - (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議し、当該事案へ対処する組織を設置する。
  - (3) 上記組織を主体として、当該事案についての客観的な事実関係及び問題解決・再発防止のための調査を行う。
- 2 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供する。

## 第6章 その他

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 年度初め、国・府・市の動向等を勘案しながら、基本方針の見直しを検討する。  
また、学校の現状や課題に応じて、随時、改善や見直しを図る。
- (2) 積極的認知により、未然、早期対応をする。その姿勢を見せることで、抑止力につながる。また、いじめをすることは、絶対にいけないことではあるが、いじめは些細な事がきっかけで、おこることはある。そのことを理解して、深刻化させないことをめざし、積極低認知を行う。